

労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会

報 告 書

平成19年12月

医療機関及び薬局が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについては、平成17年12月の政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」において、「平成18年度からオンライン化を進め、平成23年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。」とされた。これを受け、平成18年4月に「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が改正され、健康保険及び国民健康保険において、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプトのオンライン請求が平成20年4月から400床以上の病院で、平成23年4月には原則として全ての医療機関等においてオンライン請求をすることが決定されている。

このようななか、労災保険のレセプトのオンライン請求の実施について検討するとともに、オンライン請求の実施による医療機関及び薬局の円滑な事務について検討するために、労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会を開催した。

検討会における検討結果を取りまとめたので、ここに報告する。

平成19年12月21日

労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会

座長 山口 浩一郎

石井 正三

清谷 哲朗

森 昌平

目 次

1 レセプトのオンライン請求に関する現状	1
(1) 健康保険及び国民健康保険のレセプトのオンライン請求の状況	1
(2) 労災保険のレセプトの状況	3
2 労災診療費レセプトのオンライン請求の実施に係る検討	3
(1) オンライン請求の実施の必要性	3
(2) オンライン請求を可能とする時期	4
(3) オンライン請求を実施するに当たっての課題	4
3 労災保険のレセプトのオンライン請求の実施による効率化等に係る検討	6
(1) 健康保険等のレセプトのオンライン請求を既に実施している労災指定医療機関及び労災指定薬局における事務処理の効率化との関係	6
(2) 労災指定医療機関及び労災指定薬局におけるレセプトの請求事務の適正化等	7
4 その他	7
資料 1 労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会開催要綱	9
資料 2 労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会」参集者名簿	10

1 レセプトのオンライン請求に関する現状

(1) 健康保険及び国民健康保険のレセプトのオンライン請求の状況

ア レセプトのオンライン請求への動き

平成17年12月1日、政府・与党医療改革協議会において医療制度改革大綱が策定され、「医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関及び薬局が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、平成18年度からオンライン化を進め、平成23年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。その際には、データ分析が可能となるよう取り組む。」ことが決定された。

これを受け、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省第36号）」が改正され、平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加え、オンラインによるレセプトの請求が可能となった。また、当該省令により、段階的にレセプトのオンライン化を進め、平成23年度には原則として保険医療機関及び保険薬局が審査支払機関に提出する全てのレセプトがオンライン化されることとなっている。

イ システム等の概要

健康保険及び国民健康保険（以下「健康保険等」という。）のオンライン請求においては、保険医療機関及び保険薬局と審査支払機関、審査支払機関と保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データをオンラインで受け渡すためのシステムを整備している。

このオンライン請求システムのネットワーク、オンライン専用の認証局及び基本的なソフトウェアの構築については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が共同で基盤整備を行っている。また、オンライン請求システムのネットワークに接続するための電気通信回線及びパソコンについて、保険医療機関及び保険薬局が設置している。

保険医療機関及び保険薬局は、支払基金が無償提供している送信用ソフトウェアを自らが設置するオンライン接続用パソコンにインストールし、当該ソフトウェアを介してレセプトのオンライン請求を実施することとなっている。

レセプトのオンライン請求に当たっては、審査支払機関の専用認証局が発行する電子証明書が必要であり、その有効期間は3年、発行事務コストは4,000円となっている。

ウ レセプトのオンライン化のためのセキュリティ

厚生労働省保険局において、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」が策定されており、レセプトのオンライン請求を行う保険医療機関及び保険薬局においては、当該ガイドラインに沿ってオンライン請求システムに係る安全対策の規定を策定する必要がある。

また、ISDN回線を利用したダイヤルアップ回線又は閉域IP網を利用したIP-VPN接続を用い、外部からの不正アクセスを防止している。

通信中のレセプトデータについてはSSL暗号化をするとともに、電子証明書による正当な請求者であることを確認している。

エ 健康保険におけるレセプトのオンライン化の状況

支払基金によると、平成19年9月30日現在の健康保険におけるレセプトのオンライン請求の実施率（医療機関数、薬局数における率）については、400床以上の病院は42.0%、400床未満の病院は2.3%、診療所は0.2%、薬局は2.0%である。

また、レセプトのオンライン請求の前提であるレセプトの電算処理の実施率については、400床以上の病院は56.5%、400床未満の病院は19.9%、診療所は11.8%、薬局は61.6%であり、400床以上の病院、薬局においてはレセプトの電算化が比較的進んでいると言える。

オ 健康保険における既存の請求とオンライン請求との違い

健康保険において、レセプトのオンライン請求を実施することにより、既存の紙又は電子媒体による請求と比べ、次のとおり違いがある。

- (ア) 既存の請求に比べ受付時間が延長される。
- (イ) 受付・事務点検ASPの利用により、保険医療機関及び保険薬局において不備のあるレセプトデータを事前にチェックし、修正のうえ、当月のうちに請求することができる。
- (ウ) 搬送時における破損や紛失などの問題がなく、セキュリティを確保したネットワーク回線を使用することにより安全に請求できる。

- (イ) 保険医療機関及び保険薬局において、審査後の増減点連絡書データをダウンロードできる。
- (オ) 保険医療機関及び保険薬局において、確認試験を月に複数回実施できる。

(2) 労災保険のレセプトの状況

労災保険の診療費のレセプト（以下「労災診療費レセプト」という。）は、労災指定医療機関及び労災指定薬局が提出するものを合わせて年間約300万件である。

労災保険においては、平成12年度から労災指定医療機関が労災診療費レセプトの電子媒体による請求を行うことができるように対応しているが、労災指定薬局については、システムの対応がされていないことから、労災診療費レセプトを電子媒体により請求することはできない。

なお、医療機関及び薬局で使用するレセプトコンピュータにおいて、労災診療費レセプトの電子媒体による請求を行うことができるように対応されているものがほとんどないという状況にあり、それは、健康保険等における電子レセプトの記録方式と労災保険の電子レセプトの記録方式に互換性がないことが原因の1つと考えられる。

また、労災保険のレセプトは、診療費の他、アフターケア、二次健康診断等給付のレセプトがあるが、システムが対応していないことから、アフターケア及び二次健康診断等給付のレセプトの電子媒体による請求は現在できない状況にある。

2 労災診療費レセプトのオンライン請求の実施に係る検討

(1) オンライン請求の実施の必要性

健康保険等においては、国の方針として医療のIT化を推進しており、今後、レセプトのオンライン請求が一層進むことが予想されるが、今後とも労災保険のレセプトのオンライン請求を実施しないということになると、国が進めている医療のIT化の推進施策との整合性を著しく欠くこととなる。さらに、健康保険等において、平成23年度には原則として全てのレセプトがオンライン請求されるとしている中にあって、労災保険のレセプトを従来どおり紙レセプトにより請求

を行うこととすると、健康保険等のレセプトのオンライン請求を実施している労災指定医療機関及び労災指定薬局において、レセプトに関する事務処理が非常に煩雑となり、非効率な事務処理を行わなければならないこととなる。

一方、レセプトのオンライン請求を実現した場合、①レセプトの提出前にシステムによる事前チェックが可能となり労災指定医療機関及び労災指定薬局において適正なレセプト請求が図られること、②レセプトの搬送時における破損や紛失を防ぐことができること、③システムによる事前点検等により、国において的確な審査が実施できること、④レセプトデータの集積により国において労災保険給付の迅速な事務処理ができることが考えられる。

このような状況を踏まえ、労災保険においても、健康保険等と同様に、レセプトのオンライン請求を可能とするための環境を整える必要がある。

なお、労災保険のレセプトのオンライン請求を義務化することについては、今後の健康保険等のレセプトのオンライン請求の実績等を踏まえて慎重に検討するべきである。

(2) オンライン請求を可能とする時期

健康保険等においては、段階的に保険医療機関及び保険薬局から審査支払機関に提出するレセプトのオンライン化が進み、平成23年度には原則として全てがオンライン化されることとなっていることから、労災指定医療機関及び労災指定薬局における労災診療費レセプトについては、健康保険等においてオンライン請求を実現している労災指定医療機関及び労災指定薬局において、労災保険におけるオンライン請求の実施が求められた場合に対応可能となるように、遅くとも平成23年度中にはオンライン請求を可能とするように環境を整える必要がある。

また、アフターケア及び二次健康診断等給付のレセプトのオンライン請求については、労災診療費レセプトのオンライン請求を可能とした後に、段階的に可能とする必要がある。

(3) オンライン請求を実施するに当たっての課題

労災保険のオンライン請求を実施するに当たっては、次の課題について検討する必要がある。

ア 労災指定医療機関及び労災指定薬局の負担の軽減

健康保険等のオンライン請求のシステムにおいては、保険医療機関及び保険薬局が設置するオンライン用パソコンは、健康保険及び国民健康保険の共通で使用している。また、ネットワーク及び認証局は、支払基金、国保連共同で設置している。

労災保険においてレセプトのオンライン請求を可能とするためには、健康保険等のレセプトのオンライン請求と同様に、労災指定医療機関及び労災指定薬局において、オンライン接続用パソコン、接続用の回線、新たな電子証明書が必要である。しかしながら、労災保険において、健康保険等のレセプトのオンライン請求のために設置したパソコン等とは別に、労災保険のレセプトのオンライン請求のためのパソコン等を用意することは、労災指定医療機関及び労災指定薬局にとって非常に不経済である。

また、国にとっても、労災保険のレセプトのオンライン請求に係る新たなシステムを構築する場合に比べ、先行する健康保険等のシステムを活用することとした方が開発予算等の抑制を図ることができるとともに、開発期間の短縮を図ることができる。

したがって、労災指定医療機関及び労災指定薬局の負担を軽減する等のため、先行する健康保険等のレセプトのオンライン請求のシステムを活用する等により、オンライン請求の仕組み等について可能な限り互換性を確保する必要がある。

イ レセプトの電算化の促進

レセプトのオンライン請求を推進するためには、その前提であるレセプトの電算化を進める必要がある。しかしながら、労災保険においては、平成12年度から労災指定医療機関における労災診療費レセプトの電子媒体による請求を行うことができるように対応しているが、医療機関及び薬局が設置するレセプトコンピュータにおいて、労災保険の電子媒体による請求に対応しているものが非常に少ないという状況である。また、労災指定薬局においては、国のシステムが対応されていないことから、レセプトを電子媒体により請求することはできないという状況にある。

このような状況にあって、レセプトのオンライン請求を推進するためには、

労災指定医療機関及び労災指定薬局における労災保険のレセプトの電算化を進めることが必要であり、そのための方策を検討し、可能な限り早期にレセプトの電算化の促進を図る必要がある。

ウ 安全性等の確保

レセプトのオンライン請求を実施するに当たっては、オンライン化を原因としたデータの漏洩があってはならず、それを防止するための十分なセキュリティ対策を図らなければならない。

そのためには、健康保険等のレセプトのオンライン請求において実施しているセキュリティ対策を参考にし、ネットワーク、電子認証、システム等におけるセキュリティの確保に万全を期す必要がある。

また、レセプトのオンライン請求を開始するに当たっては、円滑に業務の運営を図るため、安定したシステムを提供しなければならない。

そのためには、システムの安定性を確認するために、本格稼働に先行し、試行運用を行うことが必要である。

エ その他の課題

レセプトのオンライン請求を実施するに当たっては、労災指定医療機関、労災指定薬局及び国の事務の効率化、適正化に資するだけでなく、被災労働者がその成果の一端を享受できるように検討する必要がある。

また、健康保険等においては、レセプトのオンライン請求により審査支払機関の受付時間が延長されており、労災保険においても、レセプトのオンライン請求による受付時間の延長等について検討が必要である。

3 労災保険のレセプトのオンライン請求の実施による労災指定医療機関及び労災指定薬局における事務処理の効率化等に係る検討

(1) 健康保険等のレセプトのオンライン請求を既に実施している労災指定医療機関及び労災指定薬局における事務処理の効率化との関係

健康保険等のレセプトのオンライン請求を既に実施している労災指定医療機関及び労災指定薬局においては、労災保険のレセプトのオンライン請求を実施することにより、労災指定医療機関及び労災指定薬局において取扱っているレセプトのほとんどについて、郵送又は持ち込むことが不要となる。

また、レセプトを確実に労働局に届けたという確認を得るために、レセプトを労働局に持ち込む必要があるが、オンライン請求においては、受取確認がオンラインにより行われるので、届いたかどうか即時に確認できるというメリットもある。

一方、労災保険のレセプトについてオンライン請求が可能でない場合、健康保険等のレセプトのオンライン請求を既に実施している労災指定医療機関及び労災指定薬局においては、労災保険のレセプトについて、健康保険等のレセプトと異なった処理を行わなければならず、非効率な事務処理を行うこととなる。

- (2) 労災指定医療機関及び労災指定薬局におけるレセプトの請求事務の適正化等
医療機関や薬局がＩＴ化を進める目的の一つとして、適正に請求事務を行うということがある。

労災保険のレセプトの電子化を進め、労災保険のレセプトのオンライン請求を実施するなどＩＴ化を図ることにより、労災指定医療機関及び労災指定薬局における請求事務の適正化につながり、労災指定医療機関及び労災指定薬局にとって、また、被災労働者にとっても不利益とならないようにすることができると考える。

4 その他

レセプトのオンライン請求を促進するためには、パソコン等のレセプトのオンライン請求に必要な環境を有していない労災指定医療機関及び労災指定薬局においてレセプトのオンライン請求を実施できるように、そのための方策等について検討をする必要がある。

したがって、今後の健康保険等におけるレセプトのオンライン請求の事務代行の実施状況を踏まえながら、労災保険においてもレセプトのオンライン請求の事務代行の実施について検討を進める必要がある。

資料 1

労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会開催要綱

1 開催目的

医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについては、平成 17 年 12 月の政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」において、「平成 18 年度からオンライン化を進め、平成 23 年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。」とされた。これを受け、平成 18 年 4 月に「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が改正され、健康保険及び国民健康保険において、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプトのオンライン請求が平成 20 年 4 月から 400 床以上の病院で義務化され、平成 23 年 4 月には原則として全ての医療機関においてオンライン請求を義務化することが決定されている。

このような中、労災保険のレセプトのオンライン請求の実施について検討するとともに、オンライン請求の実施による医療機関等の事務処理の軽減化等円滑な事務について検討する。

2 検討会の参集者

検討会は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が委嘱する外部の有識者をもって構成する。

3 検討会の開催予定

平成 19 年 11 月に第 1 回会議を開催するものとし、平成 19 年度中に 3 回程度開催するものとする。

4 検討結果

検討結果については、検討結果報告書として取りまとめ、厚生労働省労働基準局労災補償部長あて報告するものとする。

資料 2

「労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会」参集者名簿

(50音順)

氏 名	役 職 名 等
石井 正三	社団法人日本医師会 常任理事
清谷 哲朗	独立行政法人労働者健康福祉機構医療事業部医療企画調査役 関東労災病院医療情報部長
森 昌平	社団法人日本薬剤師会 常務理事
山口 浩一郎	上智大学法学部 名誉教授